

春日井市子どもの権利条例(案)

令和7年10月

春日井市こども未来部子育て推進課

前文

こどもは、自ら成長する力を持ち、未来を担う大切な社会の一員であり、かけがえのない存在です。

全てのこどもは、生まれた時から1人の人間として幸せに生きる権利があります。そして、権利の主体として考え方や意見、個性が尊重されるとともに、あらゆる権利が保障されなければなりません。

しかしながら、こどもを取り巻く環境には、虐待、体罰、いじめ、ヤングケアラーなど、こどもの権利を脅かす様々な問題が生じています。

こうした中、こどもの権利について、こどもたち自身の想いを酌み取るため、アンケートやワークショップ等を実施しました。

その中で、こどもたちから自分の権利が守られるため、大人や周囲に望む様々な声が挙がりました。

「意見を聴いてほしい、受け入れてほしい」

「相談に乗ってほしい」

「私たちと話し合ってほしい」

「考え方や個性を尊重してほしい」

また、こどもたちは、こどもの権利が守られるために自分たちにできることは何か、考えました。

「自分の意見を大切にして、相手の意見も受け入れる」

「まわりの人に相談する」

「自分がされたり、言われたりして嫌なことをほかの人にはしない」

大人は、こどもたちの声に耳を傾け、こどもが社会の一員であることを理解し、こども自身の意見や考えを尊重することが求められます。また、こどもの権利について理不尽に否定することなく、常にこどもに寄り添いながら、対話に努める必要があります。

こどもと大人はともに、こどもの権利を理解、尊重し、日ごろから対話を大切にすることによって、まち全体でこどもの権利を守り、こども一人一人が豊かで幸せに育つことができるよう、この条例を制定します。

前文は、本条例の前提となる基本的な考え方について記載しています。

全ての「こども」は、自ら成長する力を持ち、日々その力を発揮しながら暮らしている、唯一無二の存在であり、権利の主体です。

しかし、虐待・体罰・いじめ・ヤングケアラーなど、こどもの大切な権利が脅かされている問題があり、こどもの権利を守っていく取組が必要です。

本市が、春日井市第六次総合計画を目指す「暮らしやすさと幸せをつなぐまち」であり続けるためには、このまちの未来を担う、全てのこどものあらゆる権利が守られ、身体的、精神的及び社会的に幸福な状態（ウェルビーイング）で生活することができる「こどもまんなか社会」を実現できるよう、まち全体で努力が必要です。

こどもの権利について、こども向けに実施したワークショップやアンケートでは、「誰がどうすれば自分たちの権利が守られるか」「権利が守られるために自分たちにできることは何か」、こどもたち自身が考えました。

そこでの意見を踏まえると、「こどもまんなか社会」の実現のためには、大人はもちろん、こども自身も、こどもの権利を理解し、尊重することが必要です。また、誰かが特定の意見を一方的に押し付けたり、理由のない否定をしたりすることは、こどもの権利を理不尽に侵害することにつながります。一人一人異なる考え方や個性を尊重するためには、こどもを含む関係者が対話によってお互いの意見を理解し、一緒に考えようとする姿勢が重要です。

なお、対話については、言葉によるものに限らず、明確に意思を表明できないこどもに対しても、こどもの成長過程等に応じたコミュニケーションをとることが必要です。

(目的)

第1条

この条例は、こどもにとって大切な権利を明らかにし、その権利が守られるために必要な事項を定めることにより、市全体でこどもの権利を保障し、こどもが豊かで幸せに育つことを目的とする。

大きく4つの要素に分けてこどもの権利について明記し、それぞれの主体の役割を定め、こどもの権利保障を促進するための方策を示すことにより、こどもが豊かで幸せに育つことを目的としています。

こどもから高齢者まで、全ての市民等がこどもの権利への理解を深め、児童の権利に関する条約（通称：子どもの権利条約）の理念を実現するために、本市のこどもや関係団体等の意見を取り入れた市独自の条例としています。

(定義)

第2条

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) こども 市内に在住し、在学し、又は在勤する18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適當であるものをいう。
- (2) 大人 こどもに関わるこども以外の者をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者、未成年後見人又はその他の者で現にこどもを養育するものをいう。
- (4) 学校等関係者 市内の学校、保育所、幼稚園、認定こども園、児童養護施設その他こどもが学び、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設の関係者をいう。
- (5) 地域住民等 こどもが生活する地域の住民及び当該地域でこどものために活動するものをいう。
- (6) 事業者 市内に事務所又は事業所を有し、事業を営む者をいう。

(1) こども

子どもの権利条約第1条と同様に、18歳未満の者としました。また、これらの者と等しく権利を認めることが適當であるとして市長が認める者とは、在学中に18歳の誕生日を迎えた高校生等が考えられます。

(2) 大人

こどもに関わるこども以外の人を指します。

(3) 保護者

こどもに対し親権を行う父母のほか、何らかの理由により、親権者がいない場合の未成年後見人、こどもを実際に養育している祖父母等の養育者、里親、児童養護施設長等を指します。

(4) 学校等関係者

「学校」とは、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等のほか、専修学校、学校教育に類する教育を行うものを指します。また、「その他こどもが学び、又は育つことを目的として通う、又は入所する施設」とは、子どもの家、民間のフリースクール、学習塾、スポーツクラブ等を指します。

(5) 地域住民等

「こどものために活動するもの」とは、こども食堂等の子育て支援団体や、児童見守り等のボランティア団体、町内会や自治会といった団体で活動する人たちを指します。

(6) 事業者

市内に事務所又は事業所を有し、事業活動を行う個人及び法人等を指します。

(安心して暮らす権利)

第3条

こどもは、安心して健やかに暮らすため、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) 命が危険にさらされないこと。
- (2) 健康に生活できるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。
- (3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。
- (4) 自分らしく過ごせる居場所があること。
- (5) 相談することができ、必要な支援を受けられること。
- (6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。
- (7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。

こどもが安心して健やかに生きていくためには、心身ともに守られ、安心していられる環境がまずは大切であり、生活の中で土台となる権利です。

(1) 命が危険にさらされないこと。

子どもの権利条約においても「生きる権利」が規定されています。絶対的に命が守られることはまずは大切で、脅かされることがあってはなりません。

(2) 健康に生活できるとともに、適切な医療等や福祉サービスを受けられること。

心身ともに健やかにいられること、またケガや病気によって健康が損なわれる時に必要な医療等や福祉サービスを受けられることが守られなければなりません。

「医療等」とは、医療行為のほか、こどもが健康な生活を送るため、医療行為に定義されていない母子保健、軽微な擦傷の処置等を含めたものとしています。

(3) かけがえのない存在として、愛情及び理解をもって育まれること。

こどもは、保護者だけでなく、こどもに関わる周りの人からも愛情を受け、理解されながら育まれることによって、自己肯定感が高まって安定的な自己を確立することができ、安心な暮らしに繋がります。

(4) 自分らしく過ごせる居場所があること。

家や学校、習い事、部活動などさまざま場所や場面が、自分が安心して、ありのままの自分でいられる居場所であり、それぞれ人によって違います。

(5) 相談することができ、必要な支援を受けられること。

こどもが悩んだり困っている時、それはこどもの権利が侵害されている、又は権利侵害につながる状態にある可能性があります。そのため、周囲が寄り添い、安心して相談することができる環境を整えることは、こどもの権利を守るために大切な支援の一つとなります。

(6) 虐待、体罰、いじめ等のあらゆる身体的又は精神的な暴力を受けず、また、犯罪被害を受けないこと。

身体的なものだけでなく精神的なものも含め、こどもに対するあらゆる違法又は不当な行為は、どんな理由があっても認められるものではありません。

(7) あらゆる差別又は理不尽な扱いを受けないこと。

すべてのこどもは、国籍、人種、性別、障がい、経済状況などを理由として、差別又は理不尽な扱いを受けることがあってはなりません。

(自分らしく生きる権利)

第4条

こどもは、自分らしく生きるため、次に掲げることが権利として守られなければならぬ。

- (1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。
- (2) 自分のことを自分で決められること。
- (3) プライバシーが侵害されないこと。
- (4) 名誉が傷つけられないこと。

ありのままの自分でいられ、また自分自身のことを自分で決め、周りからの誹謗・中傷などを受けず生きるための大切な権利です。

(1) ありのままの自分が認められ、個性が尊重されること。

こども大綱においても、こども施策に関する基本的な方針の1つとして「こどもの多様な人格・個性を尊重する」とされています。個々のこどもの「自分らしさ」が認められ、大切にされることが重要です。

(2) 自分のことを自分で決められること。

こどもも社会の一員であり、権利の主体として自分自身のことを自分で決めることができるものです。経済的に自立していなくても、年齢や発達の程度に応じて自身のやりたいことや、将来のことについて自分の意見を持ち、その決定に主体的に関わることを認められることが重要です。

(3) プライバシーが侵害されないこと。

プライバシーは他人に知られたくない個人情報であり、こどもも社会の一員として尊重するという観点から当然に守られるべき権利です。こどもが自分の情報を誰にどのように伝えるかということを、正当な理由なく他の人が勝手に決めるることはできません。

(4) 名誉が傷つけられないこと。

名誉毀損は他人からの正当な評価が守られなくなるもので、誹謗中傷や、失敗や特性を嘲笑すること等がこれに当たります。こどもが一人の人間として尊重され、自己肯定感を適切に育むために、名誉は大切なものです。ただし、誤った行動を指摘し指導したり、議論の中で根拠を示して反論や批判をしたりすることは、原則的に名誉毀損には当たりません。

(主体的に参加する権利)

第5条

こどもは、自分に関わることについて主体的に参加するため、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) 自分の意見又は考えを表明することができ、尊重されること。
- (2) 意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。
- (3) 仲間を作り、集い、又は活動すること。

こども基本法第3条においても、こども施策の基本理念として「意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」と掲げられています。

(1) **自分の意見又は考えを表明することができ、尊重されること。**

こどもが主体的に社会に参加するため、自分に関わることについてこども自身が意見を表明するための環境が作られ、守られなければなりません。

(2) **意見又は考えを持つために必要な知識及び情報を得るための支援を受けられること。**

意見を表明するためには、さまざまな知識や情報が必要です。

それらをこどもが自発的に得られるようにするだけではなく、周囲からの提供も大切な支援となります。

(3) **仲間を作り、集い、又は活動すること。**

こどもが自由かつ主体的に活動ができるように、自身で仲間やグループを作りさまざまな活動をすることが守られなければなりません。

(豊かに育つ権利)

第6条

こどもは、豊かに育つため、その心身の発達状況等に応じ、次に掲げることが権利として守られなければならない。

- (1) 食べること。
- (2) 心と身体を休めること。
- (3) 遊ぶこと。
- (4) 学ぶこと。
- (5) 文化、芸術、スポーツに触れるとともに、自然に親しむ等様々な経験を積むこと。

こどもが心身ともに健やかに育つために大切なこと、また、それに加えて社会でのさまざまな出会いや体験等により豊かに育っていくことも大切な権利です。

(1) 食べること。

こどもの健やかで豊かな成長には、適時に適温で適切な量と質の食事が必要不可欠です。また、食事を通して他の人と交流したり、様々な文化に触れたりすることも重要です。

(2) 心と身体を休めること。

こどもの健やかで豊かな成長には、適切な時間の睡眠と、ゆったりと心を落ち着かせる時間が必要不可欠です。特に心を休めるためには安心できる「居場所」が大切となります。

(3) 遊ぶこと。

発達段階に応じて、さまざまな遊びをすることは心身の発達に重要です。

また、遊びを通じた仲間との交流により、こどもはより豊かに育ちます。

(4) 学ぶこと。

発達段階や関心に応じて学ぶことも、心身の発達や社会の一員として活動するために重要です。学校等の学びの場だけでなく、普段の生活も含め、あらゆる場での学びの権利が守られるものです。

(5) 文化、芸術、スポーツに触れるとともに、自然に親しむ等様々な経験を積むこと。

こどもは、遊びや学びに加え、さまざまな活動を通じて言葉を覚え、磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、育ちます。

(大人の役割)

第7条

大人は、こどもが権利の主体であることを認識し、子どもの権利について理解し、及び尊重しなければならない。

2 大人は、こどもに向き合い、対話することを心掛けるとともに、寄り添わなければならぬ。

アンケートやワークショップから聴こえたこどもたちの想いは、立場や役割に関わらず広く大人たちに求めるものであり、条例を通じて大人に「子どもの権利」を意識し、守ってもらうため、「大人の役割」を明記しました。

子どもの権利が守られるためには、まずは大人が、こどもは社会の一員であり、権利の主体であることを認識し、子どもの権利について正しく理解する必要があります。

そして、前文にも挙げた「こどもたちの声」に寄り添い、普段の生活から対話を大切にしながら、まち全体で子どもの権利を守っていくことが求められます。

(子どもの役割)

第8条

子どもは、発達段階等に応じて、自分の権利について正しく理解するとともに、社会の一員として、他者にも同等の権利があることを認識し、尊重するよう努めなければならない。

子どもの権利は、何らかの責務を果たすことと引換えに与えられるものではなく、すべての子どもが生まれながらに有する、大切に守られるべきものです。

一方で、子どもの権利は、子ども・大人の別なく、まち全体で守っていく必要があることから、子ども自身にも「社会の一員」として、他の子どもが有する権利を大切にすることが求められます。

こうした考えを踏まえ、その発達段階や障がいなどのさまざまな要素を考慮したうえで、子どもが自らの権利について正しく理解し、その大きさを知るとともに、周囲の人たちにも同じように大切な権利があることを理解し、自分と他者の権利を尊重できるよう、役割として明記しています。

なお、前文の「子どもたちの声」にも挙げたとおり、アンケートやワークショップで「子どもの権利が守られるために自分たちにできること」として、「他者を尊重する」という意見が子どもたち自身から主体的にたくさん出ました。

(保護者の役割)

第9条

保護者は、子どもの養育、成長及び権利の保障について自らが最も重要な責任を有することを認識し、子どもにとっての最善の利益を考えて、子どもを養育しなければならない。

2 保護者は、子どもが自分の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。

子どもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的に責任を負うことから、保護者は子どもの最善の利益を考え、養育します。子どものことを決める際には、大人の都合だけで決めるのではなく、子どもにとって一番いいことは何かを考慮することが重要です。

また、子どもが他者に思いやりをもち、他者の権利を大切にできることができるよう、必要な知識を教えたり、円滑な対人関係を構築できるよう、指導したりするなどの支援を行います。

(学校等関係者の役割)

第10条

学校等関係者は、こどもが主体的に学び、健やかかつ豊かに育つことができるよう、こども一人一人の発達段階等に応じ、必要な支援をしなければならない。

2 学校等関係者は、こどもが自分の権利を正しく理解するとともに、他者の権利を尊重できるよう必要な支援をしなければならない。

学校等関係者は、子どもの普段の生活において保護者に次いで身近に接しており、子どもの権利が守られるための重要な存在です。子どもの発達段階に応じて、子どもの成長のため教育を行い、必要な時には子どもの相談に応じる等、支援を行っていきます。

また、保護者と同様に、子どもが他者に思いやりをもち、他者の権利を大切にすることができるよう、必要な知識を教えたり、円滑な対人関係を構築できるよう指導したりするなどの支援を行います。

(地域住民等の役割)

第11条

地域住民等は、こどもが地域の一員として安全に安心して暮らし、健やかかつ豊かに成長できるようこどもを見守り、また必要な支援を行うよう努めなければならない。

こどもが安全に安心して暮らすには、地域での見守りも大切です。また、こどもが地域の一員として豊かに成長できるよう、地域住民等は、町内会やこども会、ボランティアなどの市民団体等が行っている地域の行事や活動に参加する機会の提供等に努めていきます。

(事業者の役割)

第12条

事業者は、保護者である従業員が子育て及び仕事を両立できるよう、子育てしやすい職場の環境づくりを行わなければならない。

2 事業者は、その事業活動が、子どもの権利を脅かすことのないよう配慮しなければならない。

保護者が子育てと仕事を両立していくためには、職場の制度の整備と理解醸成が必要です。

事業者は、男女ともに育児休業、子の看護休暇その他の子育てのための休暇や短時間勤務制度を使いやすくするなどの子育てに配慮した環境整備を行います。

また、事業を実施する中で、子どもの権利の侵害に繋がるようなことのないよう配慮します。

(市の役割)

第13条

市は、子どもの権利を保障するため、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者との協働により、子どもに関する施策を推進しなければならない。

2 市は、大人、子ども、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者がそれぞれの役割を果たすことができるよう、必要な支援を行わなければならない。

市は、子どもに関する施策の策定・実施に当たり、「子どもにとって最善の利益」を考慮しながら、保護者や関係機関等と連携して進めています。

また、それぞれの主体がそれぞれの役割を果たすために必要な支援を行います。

(子育て家庭等への支援)

第14条

市及び学校等関係者は、全ての保護者が子どもの権利を守りながら安心して子育てができる、その役割を果たせるよう、子どもの発達段階等に応じて必要な支援を行わなければならない。

2 市及び学校等関係者は、困難な状況にある子ども及び家庭に対し、安心して暮らすことができるよう、当該子ども及び家庭の状況に応じて途切れのない必要な支援を行わなければならない。

子どもの養育は家庭を基本として行われ、保護者が第一義的に責任を負うことですが、保護者が安心して子育てに向き合うことができるよう、市・学校等関係者は、それぞれの立場で保護者の子育てにおける様々な段階及び状況に応じた支援を行います。

また、育児不安や貧困、ヤングケアラー、不登校、障がい、非行等困難な状況にある子ども及び家庭に対し、それぞれの課題について、市・学校等関係者が相談できる環境を整え、状況に応じた支援を行います。

(子どもの居場所づくり)

第15条

市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、また、仲間と交流し、様々な体験をすることのできる居場所づくり又はその支援に努めなければならない。

市を始めとする主体は、子どもが安心していられる、また、ありのままの自分でいられる居場所づくりに努めます。

なお、居場所には、子どもが安心して対話できる人間関係の構築といった環境づくりも含みます。また、市を始めとする主体が居場所を整備して提供するだけではなく、子ども自身が居場所づくりを行おうとする際に、可能な範囲で必要な場所や情報、資材の提供等を行うことも含みます。

(虐待及び体罰の防止)

第16条

市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、こどもに対する虐待及び体罰を防止するために、児童相談所その他の関係機関（以下「関係機関」という。）と協力して必要な対策を講じるとともに、早期発見に努めなければならない。

2 市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者は、虐待及び体罰を受けたこどもを適切かつ速やかに救済するために、関係機関と協力して必要な支援を行わなければならない。

虐待や体罰といった身体的又は精神的な暴力は、こどもの心身の発達に大きな悪影響を及ぼす行為であり、断じて許されるものではありません。

市を始めとするすべての主体がこれを防止するため、児童相談所を始めとした関係機関と連携して対策し、早期発見に努めるものとします。

また、虐待や体罰を受けたこどもの保護や心のケア、自立支援といった支援を行います。

なお、「関係機関」には、児童相談所、警察、医療機関、こどもや子育て家庭への支援を行う団体等が考えられます。

(いじめの防止)

第17条

学校等関係者、市、保護者及び地域住民等は、こどもに対するいじめ防止及び早期発見に努めなければならない。

2 学校等関係者及び市は、いじめを受けたこどもを適切かつ速やかに救済し、必要な支援を行うとともに、いじめを行ったこどもに対してその背景に配慮した上で指導し、又はその保護者に対して助言を行わなければならない。

いじめは、こどもの心身の発達に大きな悪影響を及ぼし、また、不登校やひきこもりの原因となるなど、こどもの生活そのものに大きな支障を引き起します。学校等関係者は直接いじめを把握する可能性が高い立場から、また、市は学校等の施設を所管・指導等する立場又はこどもを支援する立場から、いじめ防止及び早期発見に努めなければなりません。

また、いじめ被害者の早期発見、相談・支援だけでなく、加害者やその保護者に対する指導等も行うことにより再発の防止へつなげます。特に、加害者の抱える課題がいじめという形で表面化する場合もあることから、単にいじめという行為に着目して加害者を指導するだけではなく、関係機関とも連携しながらその抱える課題に対応することも重要です。

(多様性の尊重)

第18条

市、保護者、学校等関係者、地域住民等及び事業者並びにこどもは、こどもの国籍、人種、性別及び宗教その他の違いについて、その多様性を尊重しなければならない。

2 市及び学校等関係者は、こどもに対するあらゆる偏見、差別その他理不尽な扱いが生まれないようにするために、その多様性についての啓発に努めなければならない。

こどもは、それぞれの生まれ持った国籍、人種、性別、身体的特徴などに加えて、障がいの有無、感じ方や考え方、個性についても様々な違いがあります。誰にでも他の人と異なることがあります。全ての主体が互いにそれを受け入れ、尊重していくことが求められます。

こうした違いが尊重されない状況においては、特定の属性の人は全員が同じ特徴を持っているかのように扱う偏見や、特定の属性のみに着目して不当に排除したり別の扱いをしたりする差別など、こどもが理不尽な対応をされる可能性があります。それを防ぐためには、大人もこどもも、どのような属性のこどもであっても、単にその属性の一員としてではなく、一人の人間として個別の事情に応じた対応を行うべきことを認識し、特定の属性について正しい知識を得るなど、多様性への理解を深めるよう努力することが必要であるため、市や学校等関係者は、多様性についての啓発に努めます。

(意見表明及び参画の促進)

第19条

- 市は、こどもに関する市の施策について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。
- 2 学校等関係者は、こどもが参加する学校等での活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を設けるよう努めなければならない。
- 3 地域住民等は、こどもが参加する地域活動について、こどもが意見を表明し、参画する機会を持てるよう配慮するものとする。

第5条の「参加する権利」を守るため、市を始め、学校等関係者や地域住民等はそれぞれの立場で、こどもに関する施策や活動についてこどもが意見を言い、参画する機会をつくっていくものです。

まち全体で企画段階からこどもと一緒に活動することにより、こどもが参画することが当たり前となるような土壌をつくっていくことが求められます。

(子どもの権利侵害からの救済)

第20条

市は、子どもの権利侵害に関する相談又は救済にあっては、保護者や関係機関と連携し、子どもの特性及び権利侵害の実情に配慮して対応しなければならない。

子どもの権利が侵害される具体的な状況は、虐待、体罰、いじめなど多岐にわたります。それぞれの課題について、子ども一人一人の状況や侵害されている権利の内容を考慮しつつ、市が保護者や児童相談所等の関係機関と連携し、専門の機関で必要な相談支援を行います。